

平成 26 年 2 月 25 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 56 号(企業会計基準第 12 号の改正案)

「四半期財務諸表に関する会計基準 (案)」及び

企業会計基準適用指針公開草案第 51 号(企業会計基準適用指針第 14 号の改正案)

「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」 の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会では、平成 25 年に改正された企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(以下「平成 25 年改正企業結合会計基準」という。)において、暫定的な会計処理の確定の取扱いが改正されたことに伴い、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」(最終改正平成 24 年 6 月 29 日)及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(最終改正平成 24 年 6 月 29 日)について所要の改正を行うための審議を行ってまいりました。

今般、平成 26 年 2 月 24 日の第 282 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準及びその適用指針の公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 26 年 4 月 24 日(木)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：shihanki2014@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 四半期会計期間に企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合の取扱い

- 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においては、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(注 6)に準じて、企業結合日の属する四半期会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。
- 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においては、暫定的な会計処理が確定した旨を注記する。

なお、平成 25 年改正企業結合会計基準に基づき、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期会計期間の四半期財務諸表と併せて表示される前年度の財務諸表及び前年度における対応する期間の四半期財務諸表に、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合には、その見直し内容及び金額の注記を求めることとしており、その点の明確化を図っている。

■ 適用時期

- 本会計基準及び適用指針の適用時期は、平成 25 年改正企業結合会計基準と同様とする。

以 上